

J H F 出張旅費規程

公益社団法人日本ハンググライディング連盟

制定	1997年12月15日	理事会
施行	1998年4月1日	理事会
改訂	2006年7月5日	理事会
改訂	2010年4月25日	理事会
改訂	2011年12月22日	理事会

第1章 総則

(目的)

第1条

この規則は、第2条に定める社日本ハンググライディング連盟（以下連盟という）の役員、委員又は職員が、業務遂行を目的として国内出張するときの取扱を定めたものである。

(適用範囲)

第2条

この規則適用を受ける者は、次の各号の者とする。

- 1 役員、委員
 - 2 職員
 - 3 嘱託
- 2 前項3の嘱託は、その待遇によりこの規則の適用を受ける。
- 3 第1項の定めに関わらず、自動車等を運転することを主たる業務とする者の外出及び近距離出張については、この規則を適用しない。但し、外出及び近距離出張の場合でも宿泊したときは、別表の宿泊料を支給する。

(出張の区分)

第3条

出張は、出張地域により次の各号のとおり区分する。

- 1 外出とは、連盟事務所最寄りのJ R 駅を記念に、50 km以内の地域への出張をいう。
- 2 近距離出張とは、外出を除く連盟事務所最寄りのJ R 駅を機転に200 km未満の地域への出張で、通常出発日当日中に帰着する場合をいう。
但し、J R 新幹線を利用する場合又はJ R 新幹線と在来線とを併用する場合は、300 km未満の地域への出張を近距離として取り扱う。
- 3 遠距離出張とは、外出、近距離出張以外の地域への出張で、通常宿泊を要する場合をいう。

(出張の手続き)

第4条

出張使用とする者は、定められた手続きに従って、出発前に所属長の承認を得なければならない。但し、出発前に承認を得る暇がないときは、帰着後速やかに手続きを行わなければならない。

(旅費)

第5条

旅費は、次の各号のとおりとする。

- 1 交通費
- 2 宿泊料
- 3 日当

(旅費の前渡し)

第6条

旅費は、所属長の承認をえて概算により前渡しを受けることができる。

(旅費の請求)

第7条

旅費の請求は、事実に基づき行わなければならない。

- 2 旅費の請求に用いる様式は、次の各号のとおりとする。
 - 1 外出又は近距離出張のときは、「外出・近距離出張の交通費及び日当の計算書」を使用する。
 - 2 宿泊を伴う外出、近距離出張又は遠距離出張のときは、「遠距離出張精算書」を使用する。
- 3 旅費の請求は、帰着日より3労働日以内に前駆に定める様式により行わなければならない。但し、宿泊を伴わない外出及び近距離出張の請求及び精算は、1週間ごとの定められた日に行う。

第2章 外出及び近距離出張

(外出及び近距離出張の旅費)

第8条

外出に対しては、交通費のみ支給し、近距離出張に対しては、交通費と近距離日当を支給する。

(外出及び近距離出張の交通費)

第9条

外出及び近距離出張の交通費は、別表の基準により支給する。

(近距離日当)

第10条

近距離出張に対して支給する近距離日当は、次の各号のとおりとする。但し、1日当たりの日当は、支給額で2,000円を超えないものとする。

- 1 1日当たり1,000円を支給する。
- 2 100km以上の地域への出張のとき500円間して支給する。
- 3 出発時刻が、始業時刻前2時間を超えているときは、500円加算して支給する。
- 4 帰着時刻が、終業時刻後2時間を超えているときは、500円を加算して支給する。

(休日に外出及び近距離出張したときの日当)

第11条

休日に葬祭・講習会・展示会等のため外出又は近距離出張したときは、次の各号の日当を支給する。

- 1 外出のときは、近距離日当を支給する。
- 2 近距離出張のときは、遠距離日当を支給する。
- 2 第20条の定めにより、休日出勤手当を気球するときは、前項の定めに関わらず、日当を支給しない。

(外出及び近距離出張で宿泊したとき)

第12条

外出で宿泊したときは、別表に定める宿泊料を支給する。

- 2 近距離出張で宿泊したときは、第10条に定める近距離出張日当に代えて別表に定める日当と宿泊料を支給する。

第3章 遠距離出張

(遠距離出張の旅費)

第13条

遠距離出張に対して支給する旅費は、別表に定める。

(遠距離日当)

第14条

遠距離日当は、出張した日数に応じて出張日1日につき1日分の割合で支給する。但し、正午以後に出発したとき、又は正午前に帰着したときは、定められた日当の1/2を支給する。

(宿泊料)

第15条

宿泊料は、出張中の外泊夜数に応じて支給する。

- 2 車中・船中及び連盟の施設に宿泊したときは、定められた宿泊料の1/2を支給する。
- 3 別表に定める宿泊料を超える宿泊料実費を支払ったときで、次の各号の手続きを行った時は、宿泊料実費を支給する。
 - 1 所属長が業務遂行上やむを得ないと認めたとき。
 - 2 宿泊料実費を支払ったことを証する領収書等の提出があったとき。

第4章 非常勤の役員及び委員

(理事会の旅費)

第16条

役員が理事会へ出向いたときには、別表の役員区分に相当する費用を支給する。

(役員の旅費)

第17条

役員が業務遂行のため、連盟に事務所へ出向いたときは、別表の役員区分に相当する費用を支給する。

- 2 役員が業務遂行のため、連盟の事務所以外の所へ出向いたときは、別表の区分に相当する費用を支給する。

(委員の旅費)

第18条

委員が委員会に出向いたときは、別表の役員区分に相当する費用を支給する。

- 2 委員が業務遂行のため出張した場合は、別表の役員区分に相当する費用を支給する。

第5章 雑則

(総会の旅費)

第19条

正会員が総会に出向いたときは、別表の役員区分に相当する費用を支給する。但し、日当と宿泊料は支給しない。

(旅費の不支給)

第20条

事業所若しくは団体等より、旅費又は旅費に相当する金品の支給・接待を受けたときは、その部分は支給しない。

(交通費の解釈)

第21条

座席指定料金は、利用したときに限って実費を支給する。

- 2 会長以外の者には、鉄道賃のグリーン料金は支給しない。但し、所属長が、業務遂行上やむを得ないと認めたときに限って実費を支給する。
- 3 航空機を利用することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - 1 航空機を利用しない場合の目的地までの所要時間が、5時間を超える場合で所属長が認めたとき。
 - 2 緊急を要する場合、又は出張スケジュール等の理由により航空機を利用せざるを得ないと所属長が認めたとき。
- 4 別表に定める等級のない路線を利用したときは、実際に利用した等級により実費を支給する。
- 5 車賃とは、出張中に利用したバス・タクシー乗車料金で、実費を支給する。但し、

1, 500円以上のタクシー料金を請求するときは、支払いを証する領収書等を提出しなければならない。

(自家用自動車の利用)

第22条

自家用自動車の利用は、所属長が業務上やむを得ないと認めたときに限って利用することが出来る。

- 2 その場合の交通費は、燃料代として走行距離1km当たり25円を支給する。
- 3 有料道路交通法違反を利用した場合は、実費を支給する。
- 4 1台の車を複数の人数で利用した場合でも、車1台分しか支給しない。

(出発・帰着の解釈)

第23条

出発及び帰着の時刻は、連盟事務所からの出発時刻及び連盟事務所への帰着時刻をいう。但し、自宅より直接出張先へ向かったとき、又は直接出張先から自宅へ帰ったときは、自宅最寄り駅発着の時刻をもって、出発及び帰着の時刻とする。

(休日出勤手当を支給する場合)

第24条

休日に出張した場合で次の各号の一に該当するときは、休日出勤手当を支給する。但し、休日出勤手当を支給するときは、日当を支給しない。

- 1 業務遂行上直接的に必要な講習会・研修会又資格等を取得するための講習会等に出席したときは、その実受講時間に対して休日出勤手当を支給する。
- 2 業務遂行上直接的に必要な研修会等を開催するために出席したときは、その実労働時間に対して休日出勤手当を支給する。
- 2 前項各号に該当するか否かは、事前に所属長が指示するものとする。

(日当の不支給)

第25条

ゴルフ・ボーリング・野球・釣り・囲碁・将棋・麻雀・宴会相手先の慰安旅行等娯楽に類する催しへの参加を目的として出張したときは、日当を支給しない。

- 2 前項に定める娯楽に類する催し参加日を連続する前後日に業務遂行目的の出張日があるときは、その日に限って日当を支給する。
- 3 業務遂行目的の出張当日に前項の催しがある場合は、その当日の日当は、支給しない。
- 4 前各項に該当するか否かは、事前に所属長が指示するものとする。

(出張中の待機休日の取扱)

第26条

出張中に待機休日該当あるときは、出勤日とはしないが、日当及び宿泊料を支給する。

(長期滞在の日当及び宿泊料)

第27条

同一地域に長期滞在するときに支給する日当及び宿泊料は、次の各号のとおりとする。

- 1 滞在10日までは、別表に定める日当及び宿泊料を全額支給する。
- 2 滞在11日以上は、別表に定める日当の70%、宿泊料は実費を支給する。

- 2 前項2号の宿泊料を請求するときは、支出を証する領収書等を提出しなければならない。

第28条

連盟に在籍しない顧問等が出張したときは、その状況により適宜取扱うものとする。

(施行)

第29条

その規則は1998年4月1日より施行する。

別表

区 分	航空賃	鉄道賃	船賃	車賃	日 当	宿泊料
会 長	実 費	グリーン	1等	実費	5,000円	12,000円
役 員	実 費	普 通	2等	実費	5,000円	10,000円
	実 費	普 通	2等	実費	3,000円	9,000円
	実 費	普 通	2等	実費	2,500円	8,000円
一般職	実 費	普 通	2等	実費	2,000円	7,500円

※車中宿泊に寝台車を利用したときは、B寝台料金を支給する。

※下記の場所で宿泊したときは、上表宿泊料に下記の定額を加算した宿泊料を支給する。

- 1 東京都23区内で宿泊したときは、2,000円を加算する。
- 2 政令指定都市のうち、次の都市で宿泊したときは、1,000円を加算する。
札幌市、仙台市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、福岡市
- 3 その他の次の都市で宿泊したときは、1,000円を加算する。
千葉市、成田市